

神戸市告示第 314 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、指定区域の指定を次のとおり解除する。

平成 16 年 8 月 24 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定を解除する区域

平成 16 年神戸市告示第 19 号により指定した区域（東灘区本山南町 5 丁目 25 番の一部）の全部

2 特定有害物質の名称

シスー 1， 2－ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレン